

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会

TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028

URL http://rokyo.net

雇用保険料率の変更について

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

表題の通り、平成28年度の雇用保険料率の変更(引き下げ)となりますのでお知らせ致します。

平成28年4月以降に支給する給与・賞与からの雇用保険料の引き去りについて、変更をお願いいたします。

平成28年4月 以降に支給する給与・賞与の雇用保険料率

	事業の種類	平成28年4月1日から	平成28年3月31日まで
1	一般の事業(下記2・3以外の事業)	11 / 1000 (4 / 1000)	13.5/1000 (5/1000)
2	農林水産・清酒製造の事業	13 / 1000 (5 / 1000)	15.5/1000 (6/1000)
3	建設の事業	14 / 1000 (5 / 1000)	16.5/1000 (6/1000)

※下段の()内の数字が本人負担分となります。

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法が変わります

平成28年4月1日以降の傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法が以下のとおり変わります。

<平成28年3月31日までの労務不能日に対する支給金額>

1日あたりの金額 : 休んだ日の標準報酬月額 ÷ 30日 × (2/3)



<平成28年4月1日からの労務不能日に対する支給金額>

1日あたりの金額 : 支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額 ÷ 30日 × (2/3)

(支給開始日 : 一番最初に傷病手当金・出産手当金が支給された日)

※ 支給開始日以前の期間が12ヵ月に満たない場合は、下記①②のうち少ない額を適用

① 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

② 28万円(年度により変動する場合あり)

3月31日から4月1日をまたいだ期間の請求をする場合は、3月31日までの期間は従前の、4月1日以降の期間は新しい計算方法で支給されます。

～ ～ ～ 労務協会は今年創立50周年を迎えます ～ ～ ～

労務協会では創立50周年を記念して、今年1年間様々な事業を企画しています。どうぞ、ご期待ください。
50周年記念式典 平成28年11月10日 於:都ホテルニューアルカイク

各種共済制度のお問い合わせ
お申し込みは、
労務協会担当者まで!